

# 郵便貯金事業の抜本的改革を求める 私どもの考え方

— 郵政三事業の在り方について考える懇談会報告書を踏まえて —



平成14年11月

## 要 旨

郵便貯金事業は、「少額貯蓄手段の提供」という制度本来の目的から逸脱し、「官業ゆえの特典」等に伴う財政負担（国民負担）の問題や、我が国金融資本市場の発展や経済活性化に悪影響を及ぼすなど、多くの問題を抱えています。

2001年4月の財政投融資改革により、財政投融資制度における郵便貯金事業の特別な役割はなくなりました。また、民間金融機関のネットワーク網が充実し、預金保険制度をはじめとするセーフティネットが整備された現状においては、「官業」としての郵便貯金事業の存在意義はもはやなくなっていると考えます。

郵便貯金事業は、2003年4月から、郵便事業および簡易保険事業とともに三事業一体で、その運営主体を、国（郵政事業庁）から国営の「日本郵政公社」に移行します。しかしながら、日本郵政公社の事業運営は、事実上、これまでと何ら変わらず、郵便貯金事業の抱える問題点が解消されないばかりでなく、郵便貯金事業の一層の肥大化を通じ、これらの問題が一段と深刻化する恐れがあります。

こうしたことから、私どもは、1日も早い郵便貯金事業の抜本的改革、すなわち、郵便貯金事業の廃止、もしくは民間金融機関との公正な競争を確保した上での民営化を強く望みます。このため、2002年度中に、郵便貯金事業の抜本的改革に向けた具体的な改革工程表を策定し、そのなかで、例えば、民間人による第三者機関を設置し、1年以内に改革の基本方針を策定すること等を決定することが必要と考えます。

なお、私どもの考える改革実現に向けた具体的イメージとしては、以下の通り考えます。

### [ 廃止 ]

- ・自動継続も含めて新規契約を停止する。
- ・これにより、郵便貯金事業は、廃止の法手当等の整備を行った上で、その後、定額貯金の最長預入期間である10年を経て廃止される。

### [ 民営化 ]

- ・郵政三事業から郵便貯金事業（郵便振替業務を含む）部門を分割した上で、地域別に、新たに郵便貯金会社（株式会社）を設立する。
- ・郵便貯金会社は、銀行法上の銀行として免許を取得した上で、既存の民間金融機関と同様に金融庁の検査・監督を受ける。
- ・郵便貯金会社の株式は、当初は、政府の全額保有となるが、早期に政府の株式保有割合を50%未満に引き下げた上で、最終的には全て市場で売却する（完全民営化）。
- ・民営化後の郵便貯金会社が、郵便局ネットワークを代理店として利用する場合は、他の民間金融機関にも郵便局ネットワークの利用を広く認める。

## 目次

はじめに	1
1．郵便貯金事業は、たくさんのかかえています	3
(1) 制度本来の目的からの逸脱	
(2) 財政負担（国民負担）の問題	
(3) 金融資本市場の発展・経済活性化への悪影響	
2．「官業」としての郵便貯金事業はもはや必要ありません	6
3．「郵政公社」では、郵便貯金事業の問題は解決しません	8
(1) 「郵政公社」の問題点	
(2) 急がれる郵便貯金事業の抜本的改革	
4．私どもの考える改革実現に向けた具体的イメージ	10
(補論) 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の報告書について	

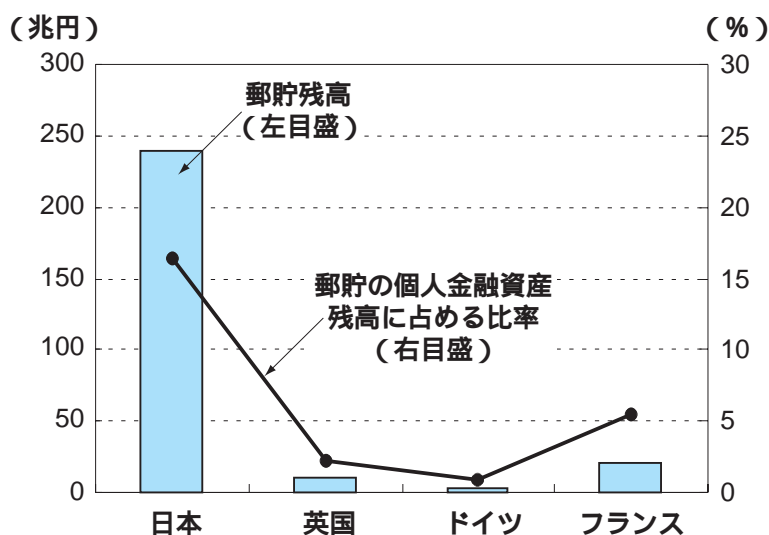
## はじめに

現在、我が国は、自由で活力あふれた経済社会の構築のため、経済・財政・金融など、幅広い分野における構造改革の実行が求められています。そして、この構造改革の基本理念の1つが、小泉内閣総理大臣の施政方針演説にもあるとおり、「民間にできることは、民間に委ねる」ことであると考えます。

こうした観点から、わが国の金融分野をみると、郵便貯金事業等の公的金融システムが、諸外国に例をみない規模にまで肥大化しており、構造改革に不可欠なリスクマネーの供給等の障害となっています(資料1)。郵便貯金事業の抜本的改革は、こうした障害を取り除き、構造改革全体を円滑に進めるために不可欠な、まさに小泉構造改革の本丸といえます。

郵便貯金事業については、2003年4月から、郵便事業および簡易保険事業とともに三事業一体での公社化が決定しています。私ども全国銀行協会では、郵政公社化にあたり、「郵政公社が国の事業として行われる限りは、制度本来の目的に立ち返り、その事業を限定的なものとし、規模を縮小していくことが必要不可欠である」と主張してまいりました。しかしながら、後述する通り、日本郵政公社の事業運営は、事実上、これまでと何ら変わらず、郵便貯金事業の抱える問題点が解消されないばかりか、郵便貯金事業の一層の肥大化を通じ、これらの問題が一段と深刻化する恐れがあります。

資料1 郵便貯金の国際比較



資料：日本銀行「国際比較統計」、各機関ディスクロージャー誌等

(注1) 郵便貯金残高の計数は、日本は2001年度末、その他の国は2000年末の数値。個人金融資産残高に占める比率は、日本は2001年度末、その他の国は99年末の数値。

(注2) 米国では1966年、カナダでは1968年に郵便貯金は廃止。

こうしたなか、2002年9月、小泉内閣総理大臣の諮問機関である「郵政三事業の在り方について考える懇談会」は、2003年4月の郵政公社化実現後の民営化の在り方を中心とした報告書を取りまとめました。さらに、同懇談会では、今回の報告書をもとに、今後、広範な国民的議論が行われることを強く希望しています。

私どもでは、同懇談会のこうした取組みを高く評価するとともに、我が国経済社会の活性化のため、できる限り早急に、郵便貯金事業の抜本的な改革が実施されることを強く要望します（後掲「補論」参照）。また、今般、あらためて本提言を取りまとめることで、郵便貯金事業が抱える問題とその抜本的な改革の必要性について、国民の皆様の広いご理解を得たいと考えています。

## 1 郵便貯金事業は、たくさんのかかえています

はじめに、現在の郵便貯金事業がかかえている問題について、考えてみたいと思います。

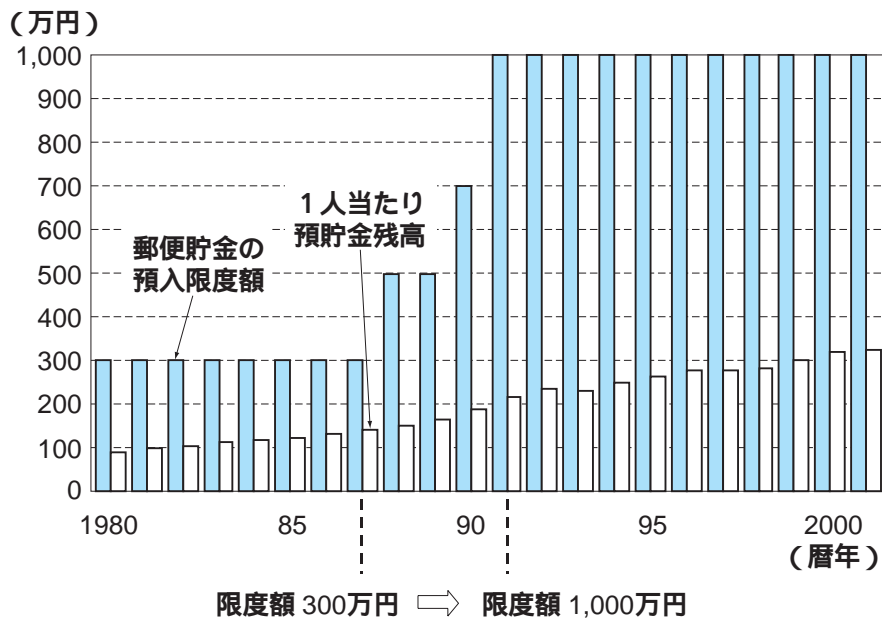
### (1) 制度本来の目的からの逸脱

我が国の郵便貯金事業は、「少額貯蓄手段の提供」(郵便貯金法第12条第2項)という制度本来の目的を大きく逸脱し、度重なる預入限度額の引上げを行った結果、その業容を拡大してきました(資料2)。

現在の預入限度額は1,000万円ですが、これは、2001年末の国民1人あたりの平均預貯金残高約320万円を大きく上回っており、「少額貯蓄手段の提供」という制度本来の目的の範囲を逸脱する状況となっています。

こうした郵便貯金事業の現状は、前述した小泉構造改革の基本理念である「民間にできることは、民間に委ねる」との考え方にも、大きく反するものとなっています。

資料2 郵貯限度額と1人当たり平均預貯金残高の推移



資料：総務省「貯蓄動向調査」、総務省「家計調査」  
(注) 2001年の1人当たり平均預貯金残高は、2002年1月1日の計数。

## ( 2 ) 財政負担 ( 国民負担 ) の問題

現在、郵便貯金事業は、法人税・事業税等の納税義務を免除されています。また、郵便貯金に対する国家保証を前提として、民間金融機関における預金保険料に相当する負担をしていないばかりか、日本銀行への準備預金の積立でも行っておりません。

こうした「官業ゆえの特典」の合計額は、2001年度で6,125億円、1992年～2001年の10年間で合計4兆6,463億円(全銀協試算)にも及んでいます。郵便貯金事業は、この「隠れた補助金」を背景に民間金融機関との競合を強め、業容の拡大を図ってきました(資料3)。これは、郵便貯金の利用者のみが享受する利便性が、郵便貯金の非利用者も含めた国民全体の負担により確保されていることを意味しています。

一方、こうして集められた郵便貯金資金の運用については、これまで、一部の自主運用資金を除いて、大半が大蔵省(現財務省)資金運用部に預託されていたため、資金運用に係るリスクは限定的なものとなっていました。しかし、2001年4月の財政投融资改革により、郵便貯金資金の運用については、原則、全額自主運用となり、郵便貯金が各種リスク(信用リスク、金利リスク、価格変動リスク、流動性リスク等)に晒されることとなりました。

この点に関しては、過去約25年間のうち多くの期間で、郵便貯金事業のコスト(支払利子率+経費率)が、10年物国債の利回りを上回る逆鞘状態であったこと等に鑑みれば、全額自主運用への移行に伴い、郵便貯金事業の利鞘は悪化する公算が大きいと言わざるを得ません(資料4)。しかも、郵便貯金の資金規模が約240兆円と極めて大きく、一方で、総務省試算(郵政事業の公社化に関する研究会・最終報告)による公社設立時の資本金が約1.9兆円と、運用額に比べて極めて少額であること等を考えると、万一、運用が失敗した時、国民の負担が莫大なものとなる可能性も否めません。

このように、現在の郵便貯金事業については、利用者の利便性を強調して肥大化すればするほど、国民の負担が増加してしまうという問題があります。

## ( 3 ) 金融資本市場の発展・経済活性化への悪影響

これまで、郵便貯金事業は、約1,400兆円の個人金融資産の2割弱を占める巨額の資金を市場原理の埒外に置くことで、我が国の金融資本市場における資金需給構造を歪め、効率的な金融資本市場の形成や、我が国の経済構造改革を進める上での、大きな障害となってきました。2003年4月からは、日本郵政公社への移行が決定していますが、郵便貯金資金の運用については、独立採算のなかで収益性の追求を求められる公社においては、「有利」な資金運用が必要とされつつも、国家保証のもとで集めた資金の性格に鑑み、引き続き、国債・地方債等の安全資産中心の運用となることも考えられます。また、2007年度までは、財政投融资制度の資金繰りに配慮し、財投債の一定割合を引き受けることとされており、郵便貯金資金がリスクマネーの埒外に置かれる状況に変わりなく、金融資本市場の発展や経済活性化への悪影響は否めません。

また、極めて巨大な資金規模を有していることに加えて、国営であるがゆえに市場の信認を確保するためのコストが不要であること等に鑑みれば、郵便貯金事業が、本来、市場原理によって形成されるべき価格から逸脱し、運用・調達双方のマーケットにおけるプライスリーダーとなり、引いては、市場における健全な価格形成を阻害する可能性も否定できません。さらに、現在、郵便貯金は、準備預金制度の対象外となっていることから、郵便貯金の資金規模が拡大すればするほど金融政策の有効性を低下させることに繋がるといった問題も指摘されています。

以上に加えて、郵便貯金は、これまで、金融庁・日本銀行の監督・検査等を受けておらず、その結果として、自己資本比率規制やディスクロージャー等を含め、民間金融機関と同様の規制が課されていないことも、問題として指摘できます。

### 資料3 「官業ゆえの特典」の推計額の推移

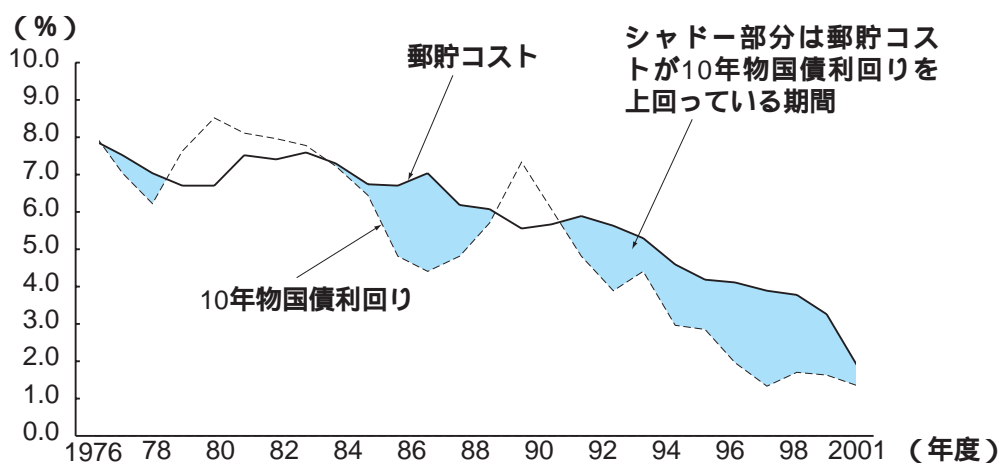
(単位：億円)

年度	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
経常費用としての税	1,461	1,269	1,425	1,863	1,219	1,701	1,337	1,285	1,096	1,306
預金保険料	187	204	220	1,660	1,793	1,889	2,021	2,122	2,184	2,099
準備預金相当分の運用利子	1,024	920	1,029	847	847	698	514	607	605	387
法人税・住民税等	0	0	0	3,021	4,540	750	0	0	0	2,332
官業ゆえの特典(合計)	2,671	2,393	2,675	7,391	8,399	5,039	3,872	4,014	3,885	6,125
累計金額	2,671	5,065	7,739	15,130	23,530	28,568	32,440	36,454	40,339	46,463

資料：全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析」、総務省郵政企画管理局「郵便貯金」(郵便貯金のディスクロージャー冊子)等

(注) 経常費用としての税とは、法人税・住民税以外の税金(事業税、固定資産税、印紙税等)。

### 資料4 郵貯コストと10年物国債利回り



資料：総務省郵政企画管理局「郵便貯金」(郵便貯金のディスクロージャー冊子)、日本銀行「金融経済統計月報」  
 (注) 郵貯コストとは、郵便貯金事業の支払利率と経費率を足し合わせたもの。



## 2 「官業」としての郵便貯金事業はもはや必要ありません

郵便貯金は、民間金融機関の発達が十分でなかった時期において、国民に簡易で確実な少額貯蓄手段を提供してきました。さらに、こうして集めた資金を、財政投融资制度を通じて社会資本の整備や、企業等への資金供給に活用するなど、一定の役割を果たしてきたことは事実です。

しかしながら、2001年4月の財政投融资改革により、郵便貯金資金の資金運用部への全額預託義務は廃止され(ただし7年間の経過措置あり)、財政投融资制度における郵便貯金事業の特別な役割はなくなりました。さらに、民間金融機関のネットワーク網が充実し、預金保険制度をはじめとするセーフティネットが整備された現状においては、「簡易で確実な少額貯蓄手段のあまねく公平な提供」という郵便貯金事業の「官業」としての存在意義はもはやなくなっていると考えます。

もっとも、こうした考え方に対しては、ユニバーサルサービス(全国一律サービス)の確保のためには、国が自ら事業を営む経済的関与が必要である、といった意見もあります。

しかし、2001年3月末時点において、農業協同組合や漁業協同組合等を含めた我が国の民間金融機関をみると、全国3,247市町村のうち店舗を有しないのは10市町村にすぎず、山間辺地等においても十分な拠点網を有しています。また、民間金融機関は、利用者のニーズの高い、預金の引出しや資金の送金等の分野において、幅広く相互提携を行っています。実際に、MICSや全銀システムといった民間金融機関のネットワークは、郵便局のネットワークに対して、規模で大きく上回るだけでなく、カバーする地域においても全く見劣りしない状況となっています(資料5)。

さらに、今後は、規制緩和等により、民間金融機関相互だけでなく、証券会社や保険会社との提携も一段と進むことが予想され、民間金融機関による全国的な金融サービスの提供は、さらに進展することが期待できます。

また、仮に、将来、民間金融機関ゆえの経営判断等から、地域によってユニバーサルサービスの確保が困難となった場合においても、その地域の実情に応じ、必要最小限の財政措置を伴う施策等を講じることで、ユニバーサルサービスの確保は十分達成できるものと考えます。こうしたことから、金融サービスについては、全国一体の郵便局ネットワークを維持する必要性はないものと考えられます。

資料5 - 1 民間金融機関のない市町村の状況（2001年3月末現在）

都道府県	郡	町 村	人 口	世 帯 数	面 積
東京都		御蔵島村	267 <sup>人</sup>	139 <sup>世帯</sup>	20.58 <sup>km<sup>2</sup></sup>
		青ヶ島村	199	111	5.98
山梨県	南都留郡	足和田村	1,648	489	28.15
石川県	石川郡	河内村	1,266	358	74.42
愛知県	北設楽郡	富山村	219	94	34.78
奈良県	吉野郡	野迫川村	701	312	155.03
愛媛県	宇摩郡	別子山村	290	148	73.00
鹿児島県	鹿児島郡	三島村	453	222	31.36
	鹿児島郡	十島村	690	361	101.35
沖縄県	島尻郡	座間味村	1,036	513	16.74

【以上10町村（全国3,247市町村中）】

（備考）民間金融機関のATMのみが存在する町村：栗山村（栃木県塩谷郡）上津江村（大分県日田郡）

資料：民間金融機関の店舗の有無は全国銀行協会調べ、市町村自治研究会編「全国市町村要覧（平成12年度版）」

（注1）人口、世帯数、面積は、2000年3月末現在。

（注2）民間金融機関：都市銀行、地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、商工中金、信用組合、農協、漁協、労働金庫

資料5 - 2 民間金融機関のネットワークの状況（2002年3月末）

（1）ATMネットワークの状況

	金融機関数	国内店舗数	CD / ATM 設置台数
民間金融機関	2,491	40,881	116,905
郵便貯金	1	24,813	25,802

（2）為替ネットワークの状況（全銀システム加盟金融機関数）

	金融機関数	店舗数
民間金融機関	1,966	40,067

資料：民間金融機関の計数は全国銀行協会調べ。郵便貯金の計数は総務省郵政企画管理局「郵便貯金」（郵便貯金のディスクロージャー冊子）より。

### 3 「郵政公社」では、郵便貯金事業の問題は解決しません

郵便貯金事業は、2003年4月から、郵便事業および簡易保険事業とともに三事業一体で、その運営主体を、国（郵政事業庁）から国営の「日本郵政公社」に移行します。

#### （1）「郵政公社」の問題点

2001年11月、全銀協をはじめとする民間金融10団体は、「郵政事業の公社化に関する要望」をとりまとめ、「郵政公社が国の事業として行われる限りは、制度本来の目的に立ち返り、その事業運営を限定的なものとし、規模を縮小していくことが必要不可欠である」と訴えてまいりました。

私どもでは、郵政公社化にあたって、郵便貯金事業が、まさに民間金融機関と競合している現状を踏まえ、民間金融機関とのイコールフットィングの確保等の観点から、次の6つの施策が講じられることを強く要望しました。

目的規定の明確化・法定化（少額貯蓄手段の提供、民業補完、独立採算）

現行の業務と業務範囲の見直し・業務拡大の凍結（預入限度額の350万円への引下げ等）

「官業ゆえの特典」の廃止・縮小（諸税相当額の国庫納付等）

ガバナンスに関する体制整備（金融庁による検査・監督等）

会計・ディスクロージャーの整備（企業会計基準への準拠、民間金融機関以上のディスクロージャーの実施等）

三事業の分離・独立

しかしながら、平成14年通常国会で成立した日本郵政公社法等では、前述した現在の郵便貯金事業が抱える問題点の解消が図られたとは言い難い状況にあります。企業会計原則の導入、金融庁長官の立入検査権限の規定が設けられたものの、国の政策として事業を営むに際しての原則である「民業補完」の目的規定の明確化がなされておりません。また、預入限度額1,000万円からの引下げも盛り込まれず、さらに、国庫納付制度の導入についても、当分の間、国庫納付が行われれないといった問題があります。

これらの点を考えると、日本郵政公社の事業運営は、事実上、これまでと何ら変わらないだけでなく、「官業ゆえの特典」を有したまま、「民間的な経営手法の活用」のみが強調されることにより、郵便貯金事業のさらなる肥大化を招きかねません。その場合、民間金融機関との競合関係が一層強まるとともに、これまで私どもが指摘してきた郵便貯金事業の抱える問題が、一段と深刻化する恐れがあります。

## ( 2 ) 急がれる郵便貯金事業の抜本的改革

こうしたことから、私どもは、1日も早い郵便貯金事業の抜本的改革、すなわち、郵便貯金事業の廃止、もしくは民間金融機関との公正な競争を確保した上での民営化を強く望むものであります。

この際、私どもでは、郵便貯金資金の全額預託義務廃止後、資金運用部に預託した資金が全て償還される時期や、特殊法人等改革の動向等を参考に、郵便貯金事業の改革についても、これらと時期をあわせ、少なくとも、今後5年以内実施される必要があると考えています。

したがって、まずは、政府において、2002年度中を目途に、郵便貯金事業の抜本的改革に向けた具体的な改革工程表を策定する必要があります。そのなかで、例えば、道路公団民営化の検討手続き等も参考に、郵政三事業の公社化実現後の改革に関する基本方針の策定期限（例えば1年以内）を定めた上で、その基本方針策定のための民間人による第三者機関を設置すること等が必要と考えています。

## 4 私どもの考える改革実現に向けた具体的イメージ

私どもでは、郵便貯金事業の抜本的改革の実現には、郵便貯金事業の廃止、もしくは民間金融機関との公正な競争を確保した上での民営化が必要と考えますが、その際の具体的イメージとして、以下のように考えています。

まず、郵便貯金事業を廃止する場合は、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の報告書でも示された通り、郵便貯金に関し、自動継続も含めて新規契約を停止するといった方法が考えられます。この場合、郵便貯金事業廃止の法手当等の整備を行った上で、その後、定額貯金の最長預入期間である10年を経て、一部の清算業務を除き、郵便貯金事業が廃止され、郵便貯金の抱える諸問題の解決が図られることとなります。

なお、既存契約に基づく勘定を国が管理する場合、「官業ゆえの特典」が継続するほか、資金の性格に鑑み、引き続き国債・地方債等の安全資産中心の運用となり、長期間にわたって郵便貯金資金がリスクマネーの埒外に置かれる等の問題がありますが、既契約残高の逡減に伴って、こうした問題も漸次解消されていくこととなります。

一方、郵便貯金事業を民営化する場合には、民営化のメリットとして、市場原理の貫徹を通じた金融資本市場の効率化・活性化に繋がるだけでなく、民営化後の郵便貯金事業と既存の民間金融機関との活発な競争を通じ、国民の利便性の向上が期待できます。また、民営化の過程における政府保有株式の売却等を通じ、我が国財政の健全化に対する直接的な貢献を期待することもできます。

ただし、こうした民営化のメリットを享受するためには、「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の報告書でも示された通り、市場原理が有効に機能するための前提条件として、民営化後の郵便貯金事業と既存の民間金融機関の間で公正な競争が確保されることが不可欠と考えます。そのためには、まず、民営化の郵便貯金事業については、既存の民間金融機関と同一の規制監督を受けることが前提となります。また、他の二事業（郵便・簡易保険）との関係では、事業間のリスク遮断の観点、銀行の兼業規制の問題等から、郵便貯金事業（郵便振替業務を含む）を他の事業から分割・別法人化することが必要と考えます。さらに、約240兆円もの巨大な資金規模等に鑑み、寡占性の問題解決のため、地域分割による資金規模の縮小が図られるべきと考えます。

これらを踏まえ、既存の民間金融機関と公正な競争が確保された上での民営化に向けた具体的なプロセスのイメージを整理すると、以下のようになります。

- ・ 郵政三事業から郵便貯金事業（郵便振替業務を含む）部門を分割した上で、地域別に、新たに郵便貯金会社（株式会社）を設立する。<sup>(注1)</sup>
- ・ 郵便貯金会社は、銀行法上の銀行として免許を取得した上で、既存の民間金融機関と同様に金融庁の検査・監督を受ける。
- ・ 郵便貯金会社の株式は、当初は、政府の全額保有となるが、早期に政府の株式保有割合を50%未満に引き下げた上で、最終的には全て市場で売却する（完全民営化）。<sup>(注2)</sup>
- ・ 民営化後の郵便貯金会社が、郵便局ネットワークを代理店として利用する場合は、他の民間金融機関にも郵便局ネットワークの利用を広く認める。

(注1) 地域分割の単位については、さらに検討が必要であるが、例えば、現状からの円滑な移行を考えた場合、郵政局単位（沖縄総合通信事務所を含めて全国12エリア）での分割などが、選択肢として考えられる。

(注2) 政府が一定の株式を保有し、ガバナンスの主体となる場合、暗黙の政府保証が残るため、他の民間金融機関と公正な競争が確保されない。また、民間株主がガバナンスの主体となることにより、株主による監視がより有効に働くことが期待される。

なお、郵便貯金事業の廃止の場合には、改革の着手から完成まで少なくとも10年、また、既存の民間金融機関との公正な競争を確保した上での民営化の場合も、株式を全額市場で売却する完全民営化までは相応の期間を要することから、いずれの場合も、できる限り早急に、郵便貯金事業の改革に向けた具体的な検討に着手することが、強く求められます。

## (補論)「郵政三事業の在り方について考える懇談会」の報告書について

9月6日、小泉内閣総理大臣の諮問機関である「郵政三事業の在り方について考える懇談会」が、郵政三事業の公社化実現後の在り方について、民営化問題を中心とした報告書を取りまとめました。

### 1. 報告書の意義

私どもでは、これまで、郵便貯金事業の抱える諸問題について指摘し、その抜本的解決策として、郵便貯金事業の廃止、もしくは既存の民間金融機関との公正な競争を確保した上での民営化を、強く求めてまいりました。こうしたなか、今回の報告書において、郵政三事業の民営化を考える上での視点が整理されるとともに、民営化の具体的イメージとして、郵便貯金事業の廃止を含めて3つの類型が示された点について、これを高く評価できるものと考えます。私どもとしても、今後は、報告書にもあるように、今回の報告書や私どもをはじめとする民間各界の提言等をもとに、広範な国民的議論が行われるとともに、一日も早く、郵便貯金事業の抜本的な改革が行われることを、強く望みます。

### 2. 報告書を踏まえた今後の議論にむけて

こうした観点から、今回の報告書について、私どもの考え方を述べると、以下の通りとなります。

#### (1) ユニバーサルサービスの内容の見直しについて

まず、報告書全体を通じ、「シビルミニマムの観点から求められる社会的要請としてのユニバーサルサービス」の内容について、あらためて、国民的議論を行う必要があると考えます。

報告書では、このユニバーサルサービスを「全国一律サービス」としてはいますが、その内容については、報告書でも指摘している通り、その時々为社会情勢に応じて変化するものです。現在、自由で活力ある経済社会の構築に向けた構造改革の推進が強く求められるなか、こうしたユニバーサルサービスの内容のついて、見直しを進めていく必要があると考えます。

また、ユニバーサルサービスの内容は、郵政三事業それぞれにおいて、検討される必要があると考えます。こうしたなか、私どもでは、郵便貯金事業におけるユニバーサルサービスについては、「全ての国民が貯蓄の機会を与えられること」と考えます。こうした考え方に立てば、郵便貯金事業については、同一事業体による全国一律サービスである必要はなく、既存の民間金融機関の拠点網、及び金融機関相互の連携によって、「シビルミニマムの観点から求められる社会的要請としてのユニバーサルサービス」は、十分達成されていると考えます。

## ( 2 ) 公正競争の確保の重要性

報告書では、民営化を考える場合の前提条件として、シビルミニマムの観点から求められる社会的要請としてのユニバーサルサービスの確保、事業の成立性、事業体の価値向上、公正競争の確保の4点をあげています。しかしながら、民営化の最大の狙いが、市場における活発な競争を通じた民間活力の発揮による経済活性化にある点に鑑みれば、その前提となる公正競争の確保は、民営化にあたって最重視される必要があると考えます。

こうした観点から、私どもでは、郵便貯金事業の民営化にあたっては、既存の民間金融機関と同一の規制・監督を受けるといった競争条件の公平性に加え、約240兆円もの巨大な資金規模等に鑑み、寡占性の問題の解決が十分図られることが必要不可欠と考えます。

## ( 3 ) 今後の論点等

以上から報告書で示された3つの類型をみると、第1類型(特殊会社)については、報告書でも指摘している通り、政府が一定の株式を保有することから暗黙の政府保証が残るため、明らかに他の民間金融機関と競争条件が異なるといった問題が指摘できます。私どもでは、政府の出資や関与の在り方については、十分な検討がなされる必要があると考えます。

一方、第2類型(三事業を維持する完全民営化)については、報告書でも指摘している通り、公正競争の確保がより強く要請されることが考えます。具体的には、地域分割等による資金規模の縮小が図られると同時に、持株会社形態による三事業の一体運営が、競争上、極めて優位な状況をもたらすおそれがあることから、三事業の分離・独立も、真剣に検討される必要があると考えます。

なお、第1類型は、あくまで、第2類型、第3類型(郵貯・簡保廃止による完全民営化)のような完全民営化に至るまでの過渡的形態と位置付けるべきと、私どもでは考えます。その場合、政府の保有する株式が市場で完全に売却され、かつ、一時的な「恩典」が廃止されるまでの過程においては、例えば郵便貯金事業について、預入限度を設けたり、業務範囲にも一定の制限を設けるなど、他の民間金融機関との公正な競争が確保されるための措置を、手当てしていく必要があると考えます。



## 「郵政三事業の在り方について考える懇談会」報告書で示された3つの類型

	[第1類型] 特殊会社	[第2類型] 三事業を維持する完全民営化	[第3類型] 郵貯・簡保廃止による完全民営化
コーポレート・ガバナンスの在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府が設立する株式会社。</li> <li>・国が一定の株式を保有し、ガバナンスの主体であり続ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社化し、当初国が保有した株式は、すべて売却される。</li> <li>・ガバナンスの主体は、国から民間株主に移行。</li> </ul>	
三事業の取扱い	<p>&lt;事業基盤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便、貯金、保険事業。</li> </ul> <p>&lt;事業形態&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一法人格による一体経営。</li> </ul>	<p>&lt;事業基盤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便、貯金、保険事業。</li> </ul> <p>&lt;事業形態&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業規制による制約から、事業ごとに法人格を分割。</li> <li>・郵便ネットワーク会社を事業持株会社とし、子会社として銀行・保険を配置、もしくは郵政事業持株会社の下に、郵便ネットワーク会社、銀行、保険を配置。</li> </ul>	<p>&lt;事業基盤&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便事業、受託業務。</li> </ul> <p>&lt;事業形態&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便ネットワーク会社が承継会社に。</li> <li>・ただし、貯金事業については、既存契約の窓口業務を引き続き行うとともに、制度整備を前提として他の金融機関から窓口業務を受託する可能性がある。</li> </ul>
郵便貯金事業に係る業務範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊会社として業務範囲を法定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行法上の銀行としての資格を取得した上で、預入限度額、商品設計、資金運用等に他の民間金融機関と異なる制限を課せられることはない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規契約は行わない。ただし、既存契約の窓口業務は引き続き行われる。</li> <li>・制度整備が前提となるが、他の金融機関から窓口業務を受託する可能性がある。</li> </ul>
国家保証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府保証は廃止し、預金保険制度に加入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府保証は廃止し、預金保険制度に加入。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(郵便貯金事業の廃止により、政府保証も廃止)</li> </ul>
恩典(納税免除等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、一定の「恩典」を付与することも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(民間事業者と同様の扱い=「恩典」は付与せず)</li> </ul>	
規制監督体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競合する民間事業者と同様の扱いが原則だが、特殊会社の場合は公正競争をそこなわない限りにおいて、例外的規制がなされる場合も考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公正競争条件を確保するとの観点から、競合する民間事業者と同様の立場において、個別の規制体による同一の法制に基づいた規制監督を受けるのが原則。</li> </ul>	
具体的イメージの例			

**全 国 銀 行 協 会**

〒100-8216 千代田区丸の内1 3 1

電 話 東京(03) 3216 3761